

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4790

No.	項目	内容
①	処分名	再生医療等製品販売業の許可
②	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
③	法令番号	昭和35年法律第145号
④	根拠条項	第40条の5第1項
⑤	処分権者	知事又は保健所長
⑥	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項及び第5項 ▶ 薬局等構造設備規則第5条の2
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4790)
⑫	備考	保健所管内は各保健所で受付・処理